

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成28年6月28日（火）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 小森田 恵 樹（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 新 井 紅亜礼（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 宮 地 佐都季（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 市 原 久 幸（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 岡 本 貴 幸（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 川 崎 良 介（東京弁護士会所属）
弁護士 木 村 哲 司（第一東京弁護士会所属）
弁護士 牧 野 茂（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

なお、裁判員経験者6番は欠席した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日は、お忙しい中、裁判所にお越しいただきありがとうございます。裁判員制度が施行されて今年の5月で7年が経過したところですが、裁判員や補充裁判員の方々のアンケート結果などを見ておきますと、経験ができてよかったというような御感想をいただくことも多く、大きな問題があるような状況では必ずしもないと思っはいるんですけれども、まだまだ運用に当たりましては私ども法律実務家の気づかないところでいろいろと工夫すべき点、あるいは配慮すべき点、そういうものがあるのではないかと考えています。

そこで、裁判員を経験された皆様方にお集まりいただき御意見などをお聞きできればと思い、この裁判員経験者の意見交換会を行わせていただいております。

ります。漠然と御意見を伺うというのでは意見も言いにくいというところもあるかと思ひまして、本日は、審理の分かりやすさというテーマにさせていただきます。今回のテーマを考えたのは、争点、主張あるいは証拠の内容というのをきちんと理解して充実した評議を行うためには、審理が分かりやすいものであることが必要だと考えられており、今回は否認事件の裁判員裁判を経験した皆様方から、検察官や弁護人の冒頭陳述、あるいは証拠書類の取調べ、証人尋問、被告人質問などに関して分かりやすかったかどうかということについて御意見をいただければと思っています。本日出ました御意見等につきましては、今後の参考にしたいと思っています。

さて、自己紹介が遅れましたけれども、私は本日の司会を務めさせていただきます裁判官の小森田と申します。よろしく申し上げます。東京地裁の刑事10部の裁判長をやらせていただいております。この4月に当庁に転勤してまだ日が浅いもので、当庁では裁判員事件はまだ1件しか経験していません。前任は千葉地裁で、そこでの裁判員事件も合わせると20件弱の経験です。本日はどうぞよろしく申し上げます。それから、検察官、弁護士も参加していますので、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

宮地検察官

東京地検の公判部の副部長をしております検察官の宮地と申します。どうぞよろしく申し上げます。

川崎弁護士

東京弁護士会で裁判員制度センターという委員会で委員をしております弁護士の川崎良介と申します。よろしく申し上げます。

司会者

それでは、本日裁判員経験者の皆様方からいろいろお話を伺う中で、質問等があれば、それぞれ検察官、弁護士の立場からお話しいただければと思います。

さて、まずは皆様方から、それぞれの裁判員事件を担当されたことについての全体的な感想をお聞かせいただければと思います。皆様それぞれどういう事件を担当されたかにつきましては、私のほうから簡単に御紹介させていただきますので、それを踏まえてお話をいただければと思います。

1番の方が担当された事件は、被告人がバイクを酒気帯びで運転して、赤信号を殊更に無視して高速度で進行して、赤信号で停止中の被害者運転のバイクに衝突させて被害者を死亡させたという道路交通法違反、それから危険運転致死という事案です。被告人が意識を喪失していたという合理的な疑いが残るか否か、故意があったか否かという点が主な争点となっています。では、御感想をどうぞ。

1番

全体的な感想としては、裁判員をやってよかったかなと思っております。というのも、どういうふうに裁判というのが行われて、それぞれどういう意見があって、さらにどういう量刑まで決めるのかというのが身をもって分かったというところがあるので、そういう面ではやってよかったかなと思います。

司会者

2番の方が担当された事件は、被告人兩名、夫婦ですけれども、兩名が共謀の上、次男を長期間閉じ込めたりして監禁し、暴行によって死亡させ、その後その死体を遺棄したという監禁致死、死体遺棄の事案です。主な争点としては、被害者の死因と監禁致死の成否、死体遺棄の場所や方法などです。それでは、2番の方どうぞ。

2番

感想としましては、初めてのことでしたのでちょっと興味を持って来たんですけども、思ったより期間が長かったのでちょっと疲れたというのと、あと、普段使わない頭を使ったということがありました。結構、難しく感じま

した。ただ、こういった仕組みというのが初めてのことで今まで知らなかったもので、とても勉強にはなったと思っています。

司会者

3番の方が担当された事件は、外国人である被告人が共犯者と共謀の上、あるいは単独で行った強盗致傷2件、窃盗4件、カード詐欺7件という事案です。主な争点としては、強盗致傷のうちの1件について被告人の行為が強盗致傷罪という罪に当たるのかどうか、具体的には被告人の暴行が被害者の反抗を抑圧する程度に至っているのか否かというところが問題になっています。それでは、3番の方、どうぞ。

3番

もともと興味があって経験したかったというわけでもないし、すごく難しい事件だったので疲れたというのが感想ですね。通訳が入って、裁判官が質問して、通訳がしゃべって、被告人がしゃべって、通訳がしゃべってみたいな、そういうのがあったので、ものすごく長く感じました。あとは特に罪を決める段階では別に何も問題はありませんでした。

司会者

4番の方が担当された事件は、被告人が独り暮らしの女性宅に侵入して、刃物を用いて脅迫するなどしてその女性を脱出不能にして、強姦をした上、途中で現金も奪い取ったという住居侵入、監禁、強盗強姦という事案です。主な争点は量刑ですけれども、事実関係で住居侵入の目的に強姦の目的があったのかどうかという点が争われた事案でした。それでは、4番の方、いかがでしょうか。

4番

私の率直な感想としては、裁判員は事件を選べないというところで、人の親として非常に嫌な事件に当たっちゃったなというところと、そういった感情を持ちながら、果たして争点である被告人の心情的な部分を冷静に判断で

きるかどうかというところが非常にちょっと難しいなと思ったんですけど、一応自分としては最後まで冷静にはなれなかったのかなというところを残しながら何か3日間終わったなというような、そんなイメージです。後味はあまりよくない事件だったと今でも思っています。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番の方が担当された事件ですけれども、被告人が夜中に、住宅街において3か所で火をつけ、そのうち1件は、1名が焼死、1名が負傷、住宅1軒の全焼、2件がコンビニ店の商品と自動車を焼いたというもので、現住建造物等放火、重過失致死、重過失傷害、それから器物損壊という事案でした。住宅の放火、それから自動車の焼損について、被告人が犯人かどうかという点が争われた事件です。それでは、御感想いかがでしたでしょうか。

5番

まさか私がこういうのに選ばれると思っていなかったもので、何とかしないで済ませるものなら済ませたいと思っていたのですが、断わる理由がなくて受けたことなんですけれども、やってみたら、今までと違って裁判とかそういうものにすごく考えさせられることが多くて、やってよかったなと思います。検察の資料とかそういうのの多さにもものすごく驚きました。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、7番の方が担当された事件ですけれども、被告人が内縁の妻である被害者の首を手で絞めて窒息死させたという殺人の事案です。殺意の有無、それから過剰防衛が成立するかどうか、それから自首が成立するかどうか、この辺りが争点になっております。いかがでしたか。

7番

最初に、呼び出されるというか裁判員になる可能性があるというお手紙を

いただいてから随分時間が経って通知が来たので、すっかり忘れていまして、まさかもう来ないだろうと思っていた頃に来て、家に帰って不在通知を見て、やはり裁判所から手紙が来てるといのはちょっと体によくないなとか、心にくるものがありまして、結局は裁判員裁判ということで携わらせていただきました。

裁判所側がこの制度をうまく進めるためにすごい労力を割いているなどいうのを感じました。細かい、飲み物であったり、休憩のとり方だったり、そのほかささいなところまで気遣いがされていて、この制度を続けるために苦勞してるんだなというのを感じました。裁判員をやっていた頃は、裁判員番号が1番だったので一番最初に意見を求められることが多かったので、そこは若干ストレスになったかなとは思っております。争点に関しては、評議の話になってしまうのでどこまで言っているのか分かりませんが、非常にチームワークがよかった。たまたま選ばれた補充裁判員を含めた8名にしてはチームワークよく評議をさせていただいて、納得のいく結果になったのかなと思っております。

司会者

8番の方が担当された事件は、暴力団幹部の被告人が氏名不詳者の実行犯、これは拳銃を撃ったということなんですが、実行犯とともに他の暴力団関係者の住居であるマンションの通路から、その部屋の玄関扉に向けて拳銃を発射して、その扉を損壊したとされる銃刀法違反、それから建造物損壊という事案でした。被告人が共謀共同正犯に当たるかが争点です。被告人は実行犯ではないけれども、共同正犯として責任を負うかどうかという点が争われました。弁護側は無罪あるいは幫助犯にとどまるという主張をしておりました。そのような事件でしたけれども、いかがだったでしょうか。

8番

私自身、出産後1年以内に裁判員制度の通知が届いて、辞退はできたんで

すけれど、自分自身興味があったので、区役所に頑張って保育所に子供を預けられるかという問合せから始まり、当たらないだろうと思い、出席したところ、見事に当たってしまって、子供にはかわいそうなんですけれど、1週間保育園に頑張って通ってもらって参加しました。実際自分でやってみたところ、7番さんじゃないんですけれど、結構皆さんと話して、最後のほうは協調性が出てきて、仲よくなってたところで終わっちゃうのが正直悲しかったなというのと、あとすごい個人的には、この事件を見た瞬間、映像とかで血を見なくて済むって、一瞬そこはよかったかなと思ったんですけど、犯人が犯人だったので、恨まれないかという不安が結構あったりはしました。ただ、もしまた経験ができるのであれば、またやってみたいなという気持ちはあります。

司会者

どうもありがとうございました。皆さんから率直な御感想等をいただけて非常によかったです。

それでは、審理の分かりやすさということで、手続に従って順次分かりやすかったかどうかというようなどころについてのお話を伺っていきたいなと思います。まずは冒頭陳述のところ、検察官、弁護人の主張が理解できたかどうかというところを率直にお聞かせいただければなと思います。いかがでしょうか。

2番

冒頭陳述は分かりやすかったかということですが、切り分けてどこが分かりやすくどこが難しかったかというのはちょっと分けづらいところがありまして、冒頭陳述は確かに理解はできたとは思いますが、そういうものなのかなというようなどころで受け取るしかないという気持ちで、理解しなきゃなという気持ちで理解するように努めました。全体としてはこれが最終的にどうなるのかなとか、何のためなのかなという疑問はありなが

らも、でも言ってることを理解しようということで理解はできたと思います。分かりやすかったかどうかは、ちょっと分かりません。自分の中で理解しようという気持ちが強かったです。

司会者

分かりにくかった部分というのはどんなところなんですか。

2番

日本語としては分かるんですけども、最終的に何が大事で、何のためにそこが争点になってるのかとかそういったことが分からなくて、こういうものなのかなというふうに理解しようと努めた次第です。

司会者

分かりました。では、3番の方、いかがでしょうか。

3番

私の場合は至ってシンプルで分かりやすかったですね。傷害か強盗致傷かということもものすごく分かりやすかったと思いました。疑問点とかそういうのはなかったですね。ただ、表現が難しいというのはあるかもしれないですけど、それも何とか分かる程度だったので大丈夫でした。

司会者

ありがとうございます。4番の方、いかがですか。

4番

私の感想としては、被告人が事件に関してはあらかじめ認めているといった中で、検察官の出した資料というのは非常に理にかなってて何か理解ができたんですが、弁護人のほうはどうしても罪を認めてる被告人に対して弁護をするというような形で、被告人の心理というところを客観的に理解するというのは非常に難しく、弁護人の言っている冒頭陳述の内容というか、被告人の心情を理解するというところが非常に難しかったです。こういったところが争点なんですよといった争点は非常に分かりやすいんですけども、本

当に被告人がそういうふうに使っていたか、そこが争点になる、被告人のその思いという部分について非常に理解に苦しんで、本当にそこが争点になるのかどうかというところが非常に自分の中で分かりづらかったというか、理解に苦しんだところで、そんなイメージがありました。

司会者

分かりました。ありがとうございます。5番の方はいかがですか。

5番

私は分かりやすかったです。検察側の主張はすごく分かりやすかったんですけども、弁護人が、まあしょうがないかなというイメージで話しているような気がしたんですね。でも、分かりやすかったです。やる気がないと言ったら申し訳ないんですけど、まあ仕方ないかと、こういうことやっちゃったんだなっていうふうに使ってるのかなって終わった後みんな話をしたんですけども。被告人も認めている部分と、自分がやったであろうことなんですけれども、多分やったんだと思いますと言うんだけど、やったとは言わないんですね。でも、きっとそれが法律というのは黒じゃないとやったとは言えないというところなんだろうなと思いつつながら、弁護人ももうちょっと頑張れよと言ったら悪いんですけど、もうちょっとやる気出したらってちょっと思いました。

司会者

ありがとうございます。7番の方、どうぞ。

7番

冒頭陳述ですが、検察側の資料はすごく見せるための資料になっていて、非常に分かりやすく争点もまとめられていたなと思いました。弁護側なんですけど、事前にいただいてたメモの内容以上の情報を話していて、途中、論点がどこにあるのかが分からなくなってしまう瞬間があったりしました。論告だけを聞き取ってみると、もう既に検察側と弁護人の何か組織力対個人の闘

いみたいな感じに映ってしまって、検察側がすごく考えて見やすい資料を提示しているのに対して、弁護人は、私選だったかどうかというのは分からないんですが、一人だったので、一人で立ち向かうのは大変だろうなという印象は受けました。

司会者

では、8番の方、お願いします。

8番

私も検察官の資料は図が載ってたりして分かりやすいなという印象がありました。弁護人が私選だったせいなのか、そういう事件の担当の方だったのか分からないんですけど、慣れてるのもあると思うんですけど、ちょっと内容的に事件と関係ないような文章があったりとか、若干していたので、そこに何でそれが必要なのかなと思うときもあたりはしました。文章だけだったので、正直、図があるとありがたいと思う部分がありました。多分、初めて裁判に素人が入ったときに、文章だけだとちょっと分かりづらい単語があったりしたかなという印象は受けました。

司会者

1番の方、お願いします。

1番

冒頭陳述に関しては、両方とも非常に分かりやすいとは思ったんですけども。ただ、ちょっと分かりづらい言葉として、交通事故の絡みで「赤信号を殊更に無視」の「殊更」って普段使わないからどういう意味なのかというのがあって、それがちょっと分かりづらかったかなということと、検察側の提示した資料というのがすごく分かりやすかったのに対して、弁護側が出した資料というのが分かりづらいというか、ちょっとこれ無理があるんじゃないかなという印象を持つような資料を出してきて、さらにその資料自体があまり見やすいものではなかったかなとちょっと思いました。ただ、言ってる

ことを聞いてると、最終的にこういうことなんだというのが分かったので、
分かりやすいし理解もできたかと思っています。

司会者

要するに弁護人の冒頭陳述も言いたいことは分かったということなんですか。

1 番

はい、そうです。

司会者

「殊更に」というのはやっぱり難しかったですか。

1 番

あまり聞いたことがない言葉だったので。感覚としてそういうことなのか
なというぐらいには分かったんですけども、具体的にどういうことなのか
というところまでいくと、これで合ってるのかどうかという、感覚と実際の
意味として合ってるのかどうかというのはちょっと感じました。

司会者

法律的に難しい言葉とか、そういう意味だと思っんですけども、それはど
こかの段階で、こういう意味なんですという説明を法曹三者の誰かがしてる
んですか。

1 番

一応こちら側からの質問で裁判長からは説明してもらいました。

司会者

それを冒頭陳述という最初の段階で分かるようにしてもらえるとありがた
いみたいな、そんな感じもやっぱりあるんですか。

1 番

それは多少はありました。

司会者

冒頭陳述についての御感想をいただいたところなんですが、検察官，弁護士の方で何かありますか。どうぞ。

宮地検察官

御意見ありがとうございます。1番の方のところで「殊更に無視」という言葉がちょっと普段使い慣れない難しい言葉だなと思われたということで、そのとおりでろうと思うんですが、一応その検察官の冒頭陳述を見ると、その説明は書いてあると思うんですね。その内容自体を聞かれても、やっぱりまだちょっと分かりにくいなという印象をお持ちだったのか、何となくこういうことなのかなと思われたのか、今後の参考のために教えていただければと思います。

1番

一応説明を聞いて、あっ、こういうことなんだなというのは、ほぼはっきりというか、ニュアンスとしてはつかめたというところではあります。

宮地検察官

ありがとうございます。争点について検察官からまず最初に事案の概要、こんな事案ですと簡単にコンパクトに御説明した後で、本件の争点はこういうところですよという頭出しをして、その争点についてはこんなところを御覧になってくださいという説明の仕方をすると思うんですが、もしよろしければ、ほかの方でも、その辺りは、こういうことを気にしながら見ればいいんだとか、その辺の分かりやすさという点ではいかがだったかということをお教えいただければと思います。

1番

そんなに難しい事件とはあんまり思えないし、そんなに難しくもなかったもので、最初の説明でこういう争点ですよというのははっきりと分かったつもりではあります。

宮地検察官

最初に概要というかコンパクトにこんな事案ですと簡単に言った上で、争点はこんなところですよという説明をさせていただいてると思うんですが、その辺りが分かりやすかったかどうかということです。そういうことを意識しながらこれから裁判を見ていけばいいんだなというふうに思っていたけるようにという目的でそういう説明をしてるんですが。

2番

争点に書かれてることは分かったんですけども、この争点がどう大事なのかというところが私はちょっと分からなかったんで、その後の証人のやり取りも分からないで進んでることが前半はあった感じです。

宮地検察官

ありがとうございます。

司会者

弁護士は何かありますか。

川崎弁護士

皆さんの意見をお伺いして、ちょっと弁護側の説明が分かりにくいという話があったりして、自分自身どきりとするところもあったんですが、弁護人としても、どういうふうにメモをまとめるかというのは、いつも非常に頭を悩ますところだと思うんですね。それで、例えば3番の方が担当された事件だと、特に事件自体がすごく数も多いので、事実関係を把握するのが難しかったりするのかなと思ったんですね。似たような事件がごっちゃになったりとか。そういったところで、冒頭陳述のメモが、時系列ごとに、時期ごとに事件をまとめて整理されているものと、強盗事件でまとめて、また、詐欺事件でまとめて、事件の類型ごとにまとめているという形をとっているものと、分かりやすさの違いが出たとか、そういったことはなかったでしょうか。

3番

やり方は違うんですけど、私の担当した事件は両方とも分かりやすかった

と思います。強盗傷害かただの傷害かという、それだけが争点だったんで、そっちはちゃんとステップステップでやっていったんですけど、強盗か違うのかというのは結論も出たし、分かりやすかったと思いました。

川崎弁護士

ありがとうございます。

司会者

先ほどの強盗でも、それから「殊更に無視」というお話で、あるいは7番の方の事件では過剰防衛が問題になっていますね。それから8番の方だと共謀共同正犯が問題になっておりましたけれども。7番の方、8番の方は、そういう言葉の意味の難しさというのは、冒頭陳述ではお聞きになっていてすぐに分かった感じなんですか。

7番

過剰防衛が成立するかどうかという論点がありました。時系列で思い出すと、検察側、弁護人の冒頭陳述が終わった後、休憩をとりまして、その中で裁判長のほうから、過剰防衛が成立するにはこういったことが必要、こういうことが成立しなければこれは過剰防衛ではなく殺人であるという、どこを見ていけばいいかというお話はしてもらい、そこでどこを見ていけばいいかが分かったという感じですね。

司会者

8番の方はいかがですか。

8番

7番さんのような感じなんですけど、私自身は、冒頭陳述メモを見た瞬間は、何となく言葉は漢字を見れば分かったんですけど、説明だけだと恐らく頭の中には入ってこなかったかなという印象を受けました。やはり休憩時間になって裁判官からこういう感じですよという内容の説明をいただいて理解をちよっとしてきたのかなという部分はあったと思います。

司会者

それぞれの冒頭陳述があつて、それから裁判長が公判前整理手続で整理した争点の紹介を法廷でしたりしますよね。その後、休憩をとったりして、ここでの説明があつて結構分かったという感じですか。どうぞ。

7 番

最初、冒頭陳述を聞く前に裁判長から、冒頭陳述というのはそれぞれが立証しようというストーリーのあくまでも紹介なので、これは証拠でも何でもないで、これからお互いが立証しようとするのが何なのかを難しいことを考えずにまずは確認してくださいという話があつて、お互い過剰防衛かどうかというところが論点になってるというのを踏まえた上での、休憩時間に過剰防衛というのはこういうことだという説明だったので、特に混乱することもなく話はすんなり伺えたかなと思つてます。

司会者

それから、先ほどの2番の方のお話の中にありましたが、最初のうちは、争点としてなぜ必要なのか分からなかったということですか。

2 番

そうですね。

司会者

その辺りは後で解消はしてるんですよね。

2 番

はい、解消はしました。

司会者

それはどういう過程で解消したんですか。

2 番

具体的には、死体を遺棄した場所についてなんですけども、これを争つていて、これはどっちの主張が正しいとしても、これは何のためになるのかな

という疑問があったんです。最終的に、どこかの段階かで裁判長か裁判官が忘れましたが、これは何かを確認して、どちらか決着をつけたいだけなんだという話を聞きまして、そんなにそこは量刑には関係ないところなんだなということで納得しました。

司会者

弁護人の立場からするとどんな感じですか。

川崎弁護士

まさに今おっしゃられた争点についてはとても気になっていて、そこが検察官の主張どおりになった場合と弁護人の主張どおりになった場合で多少は量刑に関係しなくはないのかなとは思いますが、それほど大きく影響するのかというところも多くて、それを弁護人の立場で考えたときに、争点化したほうがいいのか、しないほうがほかのところをもっと話ができるのかとすごく迷うところなのかというのを思っていて、実際に弁護人が、その死体を遺棄した場所について争点化して主張してきたということについては、どういった印象ですか。そんなことをして結局意味があったのかなというのか、何か意味があったなと感じられるのか、どうですか。

2番

意味があったかちょっと分からないんですけども、弁護人のほうも死体を遺棄した場所は検察官の言うとおりでろうというような雰囲気を出しながら、でも、ちょっと主張したところはあったんですね。うまく言えませんが、ぼそっと弁護人が言ったんですよ。多分こうだろうみたいな感じのことを。と言いつつも一応弁護人の主張は検察官の主張と違ってて、それで何かそんなにここ、意味があるのかなというふうに感じてしまった感じですね。

司会者

死体遺棄の場所について、一方の被告人は山の中に埋めたという主張をしてるんですか。

2 番

そうですね。はい。

司会者

いや、川に捨てたんだというのが検察官のストーリーだったと思うんですけど、その辺りで、遺棄したことは争いが無いのに何でそんなところを争うのかしらとという、イメージ的にはそういうところなんではないかな。

2 番

はい。

司会者

そういう話だったんですが、それを踏まえてどうですか。

川崎弁護士

あまり意味が感じられなかったということなんですけれども、逆に弁護人がそんなところにフォーカスするのちょっとおかしいんじゃないかみたいな、弁護側に対してネガティブな印象を抱くことというのはなかったでしょうか。

2 番

いや、それはなかったです。

川崎弁護士

ありがとうございます。

司会者

その関係でいきますと4番の方の事件は、冒頭陳述からちょっと離れるんですけど、争点との関係でいくと、住居侵入、強盗強姦で、住居侵入の目的は争点として上げられてはいたんですけれども、ただ住居侵入自体は争わない、成立は認めると、そういう違い、なんでそこを争点にするのかなとか、そういう疑問というのはなかったですか。

4 番

それが最初の審理に入る前に、強盗強姦と窃盗とのその量刑、要は窃盗目

的で入ったのか強盗目的で入ったのかによって量刑が違うんですよという説明を受けたんで、やっとそれが争点なんだなという納得はしました。ただ、私の事件では結局その争点が強盗目的だけでなく強姦の目的もありましたよという検察官の言い分に対して、弁護人は窃盗と強盗の目的しかありませんでしたよと。その部分をしっかり裁判員の方は見極めてくださいよねというようところが最初の争点であった部分だったんですけども、本当に出てくるもの出てくるもの、これは窃盗、強盗の目的だけじゃないよねというようなものが多々出てくる中で、それでもやっぱり弁護人からは、いや、そうじゃなくてやっぱり窃盗の目的だけだったんですよというような主張が結構ずっとあったんで、そこら辺というのは、本当にそう思ってますかというようなイメージというのは確かにありましたけど。被告人は本当はどういうふうに思ってたのかという気持ちを判断してくれという、そういう非常に難しい争点ではあったと思います。そうですね、難しかったですね。

司会者

弁護人の立場で何かコメントはありますか。

川崎弁護士

冒頭陳述の限りでなんですけど、検察側は侵入時の目的ということに割とフォーカスをあて、検察官はこういうふうに考えてます、弁護側はこういうふうに考えてますよみたいなことがメモとして記載されてるようなんですけど、弁護側のほうでは冒頭陳述の際にその目的の点については大きくフォーカスして話をしてたんですか。あんまりその話自体が出てきていないような感じがするんですが。

4番

もうほぼ被告人は罪を認めてるというところで、そこまでクローズアップして、弁護人が、いや、窃盗目的だけだからと強く主張してたわけでもないんですけども。ただ、被告人はこういうふうに言ってますよと。なので、そ

ういったところを少し酌み取ってもらえないですかねというような、そういった視点での、被告人側からの視点でもちょっと裁判を見てくださいというような、それぐらいの裁判だったと記憶しています。

司会者

そのほかに冒頭陳述のところでは何かありますか。

牧野弁護士

4番の方の今の点で、住居侵入時に強姦目的もあったのか、単に窃盗、強盗だったのかというのは、確かに重要な問題だと思うんですね。4番の方がおっしゃってたのは、嫌な事件に当たって冷静に判断できるかなという思いがあって、自分としては冷静になれなかったということも一方でおっしゃっていて、なおかつ今、弁護士が冒頭陳述では明確に住居侵入のことを検察官に対して争ってるわけじゃないんだけど、被告人の思いは理解してほしいというふうにおっしゃってるところからすると、弁護方針としては、4番の方の印象で結構なんですけど、結局、住居侵入で強盗だけで入ったにしては、強姦までやっちゃってるから、強姦は強姦なのかもしれないというような事件なのに、弁護士がかなり無理やり言っていて、被告人は本当はそこを争うつもりがあったのかどうか、そっちがむしろ気になったと、そんな印象なんですか。評議の秘密に触れない限度で答えていただけたらと思います。

住居侵入において、被告人の心情も分かってくださいというふうに弁護士が言ったということは、その弁護士は本気で争うつもりじゃないんだけど、被告人の心情を、本当は強姦までやるつもりはなくてたまたま強姦までやっちゃったと、そういうような被告人の思いだということも分かってくださいというふうに、そういう訴えだというふうに理解して、それを理解した上で被告人の心情が非常に分かりにくかったと、そういうことなんですか。

4番

はい、そうです。被告人の心情です。そこの被告人の心情を理解してくださいという話はよく分かりました。被告人の心情としては、理解しようという気持ちはあったと思います。なんですけど、何かお金に困ってたとかそういった事情を、たしか最初に説明されたのかな。そこら辺は後から説明されたかちょっと分からないんですけども、そこら辺の被告人の状況とかを全部踏まえると、本当に窃盗、強盗の目的で入ったとは到底思えないような内容の話ばかりだったので、冷静にその部分をそうだったと弁護士それから被告人の口からそう言われても、とてもじゃないけど信じられないというような気持ちだけでした。なので、それをなるべく冷静に、そういう気持ちもあるのかなというような心情で見なきゃいけないのも分かってたんですけど、なかなかそういう気持ちにもなれませんでした。

牧野弁護士

冷静になれなかったというのは、今の点をおっしゃるんですね。

4番

そうですね。そういった部分です。

牧野弁護士

分かりました。ありがとうございました。

司会者

それでは、今度は証拠調べの手続の分かりやすさというところに移ります。まず、証拠書類の取調べ、証拠書類に限らず、証拠物、特にDVD、防犯カメラとか車載カメラとかの取調べも行われているようなんですけども、そういうものの取調べ、あるいは証拠書類につきましては、そもそも何を立証するためのものなのかとか、あるいは朗読が分かりやすかったかとか、その辺りを皆さんにそれぞれお聞かせいただければと思います。ちょっと先走って恐縮ですけども、証人尋問、被告人質問のところも後でまたお聞きすることになりますけれども、時間の関係もありますので、その点は、その後の

通訳の関係あるいは専門家の証人尋問とかの人を調べる関係とあわせて全部お聞きしようかと思しますので、まずは証拠書類等の取調べの関係をお聞かせいただければというふうに思います。

3 番

特に問題なく、ビデオ映像みたいなのも若干あったんですけど、鮮明なやつもあるし、鮮明じゃなくても分かりやすかったんで、全然私のときは問題なかったです。

司会者

朗読とかそういうのも分かりやすい感じでしたか。

3 番

朗読は全然問題なかったと思いますけど。

司会者

分かりました。では、4 番の方、いかがでしょうか。

4 番

分かりやすい、分かりやすすくないで言うと、分かりやすかったのは分かりやすかったんですが、どの方もそうだと思うんですけど、証拠として出てきたものが、非常に見たくない、聞きたくないものばかりだった印象です。必要性は分かるんですけど、やっぱり初めてだったのでかなりびっくりしたところがありました。

司会者

では、続いてお聞きしましょうか。5 番の方、いかがですか。

5 番

すごく画像解析というのがいっぱい出てきて、日本ってすごく進んでるんだな、こういう画像解析ってすごいんだなと思いましたけれども。でも、どんなにすごくても、最後の最後に絶対この人だというところまではいかない。すごく微妙な部分というのは難しいなと思いました。防犯カメラの多さにも

のすごく驚きました。

司会者

分かりました。では，7番の方，いかがですか。

7番

争点が殺意があるかどうかというところで，どのぐらいの力で絞めつけたかというところだったので，聞いたことのない血管の名前がたくさん出てきたんですが，図解等々で分かりやすくやっていただいたかなと思います。

司会者

8番の方はいかがですか。

8番

証拠調べで分かりやすかったところと分かりにくかったところが両方あったと正直思っていて，分かりやすかったと思うのはやっぱり防犯ビデオとかの映像を見て，ああ，分かったなと思う部分もあれば，何か記録とかがあって，その記録が一々細かいのを見せられたときに，正直それを急に見せられたところで理解ができなかった部分もあったかなというふうに思いました。むしろ要らなかった部分もあるんじゃないかなと思うところはありません。

司会者

分かりました。また後で伺います。では，1番の方。

1番

証拠としては，私は事故の関係なので車載カメラ，パトカーの車載カメラの映像というのがやっぱり一番だと思います。被害者，加害者両方のバイクがどういうダメージを受けているかというぐらいだったと思いますけども。両方とも結構分かりやすく説明していただいたし，車載カメラの映像に関しては結構何度も見せてもらったので，それに関しては非常に分かりやすい証拠だったと思います。

司会者

では、2番の方はいかがですか。

2番

すいません。証拠書類の取調べというのは尋問とかでの資料のことですか。

司会者

資料に使われていることが多いとは思いますが。

2番

検察官が書証の取調べというところでやったことですか。

司会者

そうです。一番最初の日の書証の取調べというところですか。

2番

全く問題なかったです。

司会者

先ほど8番の方が分かりにくかったとおっしゃった記録というのは、どういう証拠なんですか。

8番

私が分かりづらかったというか、正直そんなばつと見せられても思ったのが、通話記録を見せられたときで、通話記録が何番と番号が書いてあって、何時に何分通話したと載ってるんですけど、それだけの表を見せられてもよくわかりませんでした。冒頭陳述メモ自体が分かりづらいということは別になかったんですけど、図に出てくる人の電話番号もあれば、そうでない人の番号が出てきたりとかで、急に人が増えてきて、人の整理をするのも大変だったのもあれば、そこから急にこの人の電話でこうでと言われちゃって、そこまで言われても正直関係あったのかなという意味では、そういうところの書類は不要だった気がしました。

司会者

それは最終的に論告とか事実を認定するときも結局要らないよねという感じだったんですか。

8 番

正直そんな感じはありましたね。というのも、多分これ、この事件のときに何人か被告人と別で、事件自体も共謀共同正犯か否かという争点だったので、そこの意味ではもしかしたら必要なのかなと思ってたどっていったものの、結局あんまりそれは必要なかったよねという感じで終わってしまったので、もしかしたらそこを解いていけば出るという意味では必要だったのかもかもしれないんですけど、もし出すとしたらもうちょっと分かりやすくまとめていただけたほうがよかったかなというふうに思いました。

司会者

証拠の取調べは結構分かりやすかったという御感想が多かったんですけれども、ちょっとここは分かりにくかったみたいなところは特段ないですか。よろしいですかね。何か検察官、弁護士のほうでコメントなりお聞きになりたいことはありますか。

宮地検察官

書証の取調べの中で、被害者であったり目撃者であったり、そういう方の供述調書というものが同意されていけば、朗読という形をとったり、あるいは性犯罪であれば黙読してくださいというような形での取調べ方法だったかなと思うんですが、そういった調書を朗読するあるいは黙読するということが自体はいかがだったか御感想をいただければと思います。

司会者

先ほどお話があったような被害者の方の調書が読み上げられた、あるいは御遺族の調書が読み上げられたというような取調べ、法廷でそういうのを聞いたりあるいは読んだりしたというのはありましたでしょうか。7 番の方、5 番の方、お二人、その御感想はいかがでしょう。

5 番

被害者の家族の心情というものはありました。それを聞くと、なるほど、なるほどとそのときは思います。

司会者

7 番の方はいかがですか。

7 番

たしか被告人の調書と子供の調書があったかと思うんですが、検察側の証拠として出てきて、内容的には情状的に量刑を軽くする方向に働いた証拠だったので、最後まで思ってたのが、なぜこれが検察側から出てきちゃったんだろうなということでした。どうしてもイメージは、検察側は罪を重くしようとしているのであろうに、なぜ情状面を、量刑を軽くするための証拠が検察官から出てきたのかというのは最後まで分からなかったです。

司会者

何か今のお話にコメントはありませんか。

宮地検察官

一般的には、検察官は罪を重くする方向というように、特にテレビなんかを見てるとそういうイメージをお持ちになると思うんですが、検察官としては真実は何かということになるべくは立証したいと。その上で有利にせよ不利にせよ、被害者の御遺族がどういったお気持ちなのかということは公平な立場で立証しようという姿勢で、そういったものも証拠として請求したんだろうと思います。ありがとうございました。

司会者

4 番の方、証拠の分かりやすさという点では分かりやすかったけれども、見たくない聞きたくないというのが結構あったというお話のところなんですけど、特にこういうものは、必要かどうかはさておき、ちょっと見たくなかったなとかというのは具体的には何かありますか。

4 番

ちょっと記憶をたどってたんですけど、たしか被害者の供述調書が検察側から読み上げられたんだと思います。この強盗強姦の一部始終を被告人が全て録音してまして、その録音の内容ですね。内容は読み上げられたのか黙読してくださいだったのかちょっと記憶にはないんですけど、たしか被害者の供述調書だけは検察側から口頭で読み上げられたような記憶が残ってます。傍聴人もかなりいる中で、そこまで読み上げる必要があるのかなという印象はたしか残ったような記憶があります。そういったものはあまりちょっと、確かに目的を判断する上で、必要なのは分かるんですけど、聞いていて気持ちいいものでもないし、耳を塞ぎたくなるような内容のものもその中に入っていたので、嫌だなというのは、確かに非常にそういう気持ちにはなりました。

司会者

4 番の方がおっしゃったような感想をお持ちになられた証拠調べ、全体としては問題なかったというお話もありますけど、ほかにもいらっしゃいますか。そこまで詳しくやらなきゃいけないのかという。ほかはいらっしゃらないですかね。いかがでしょう、当事者の立場としては。

宮地検察官

今の性犯罪の被害者の供述調書をどうするかというのは、検察官としてもいつも悩むところではありますね。ただ、犯罪事実というか、こういう被害に遭われたんだということはきちんと立証して、そのやったことに見合った刑罰を科していただくということが必要なんだろうと考えています。ただ、それを公開の法廷でどこまで読み上げるという形をとるのかどうかということもいつも考えます。ですので、多くの事件では被害に遭うまでの状況と、被害後の状況というのは読み上げるんだけど、一番その被害の生々しいところに関しては、ここから先は黙読していただけますかということで、お

時間をとっていただいて黙読していただくといったようなやり方をとることが多くなっているのではないかなと、またそういうふうに配慮していきたいなど考えております。

司会者

では、続きまして、いわゆる人証ですが、証人尋問あるいは被告人質問について皆さんが御経験された事件の質問の仕方はどうだったでしょうか。お聞きしたいところとしましては、検察官、弁護人の聞き方が分かりやすかったのかどうか、質問の意図とか狙いは理解できたか、理解しやすい答えを引き出すことができていたのかどうかというところです。あわせて、例えば通訳を入れた尋問が行われたりした場合には、それについての御感想、それから専門家証人が調べられた事件については、それについての分かりやすかったかどうかというような感想です。証人が多かった事件もおありかと思うんですけれども、それについての感想です。その辺りも含めて皆さんにそれぞれお聞きできればと思います。

4 番

証人尋問、被告人質問なんですけど、印象としては、まず検察官が本当に私たちが聞きたいようなことを一つずつ潰しながら聞いていくという感じでした。それに答えられる部分は答えるし、何かあやふやなまま残るものに関しては被告人からそういったあやふやな答えしか出てこなかったです。私が経験した限りでは、検察官の主張のほうは非常に分かりやすくて、弁護人の質問に関してはあまり納得できなかったという印象です。

そのときに弁護人から精神鑑定も含めて、ちょっと精神的に普通じゃないんで多少、量刑を重くするのが本当にいいのか、被告人のためを思ったらそんなに長く刑務所に入れるんじゃないかと、早く刑務所から出してもらうべき更生施設に入れるべきじゃないかというような内容も、専門家の医師も交えて出てきていたんですけど、むしろ何かこの専門家の意見になると、

専門家はこう言ってるんだというような見方になりがちなんですけど、弁護側からしかその専門家は出てこなかったんで、一方からの専門家の意見しか聞けなかったんで、もうこの事件ではあまり被告人に対しての肩入れができなくなってる状態でのそういった専門家だったので、せっかく専門家の意見を出していただいてもあまり心に響かなかったというのが、この証人尋問、それから専門家を入れたやり取りの中では何かそんな感想です。最終的には被告人の心情というのは非常に理解できなかったです。

司会者

臨床心理士をお調べになったんですね。

4番

はい。臨床心理士でしたね。

司会者

情状ということでの取調べだったんですが、そういう御感想だったということですか。

4番

はい。

司会者

では、5番の方、いかがでしょう。

5番

分かりやすかったです。被告人がもう認めていることなので、それについてのことだったんですけれども。ただ、被告人を目の前に見ていると、本当に小さくて小動物のようなんですね。この人が本当にこんなことをやったのかなって思いながら、お酒さえ飲まなかったらきっとこの人は普通の人なんだろうなって思いながらつい見てしまったんですけれども。分かりやすかったです。証人尋問も分かりやすかったです。

司会者

分かりました。では、7番の方、いかがですか。

7番

被告人質問を含めて3日間で7人証人尋問があったんですが、そのうち1日は弁護側、検察側両方の証人であるお医者さんの話を聞かせていただきました。どこまで打合せをしているかは分からないんですが、検察側が用意した証人は非常に論点を絞って説明していたのに比べて、弁護側が用意した証人の方はちょっと争点とは若干ずれたお話をされていたような気がして、そこがちょっと分かりにくくなってしまったのかなと思いました。あとは情状証人でしたのでお話をお伺いするだけでしたが、専門家の方がお二人来て意見の対立とかがあるのかなと思ったりしたのが、若干論点がずれていたせいもあって最終的にはかみ合わないで終わってしまったなという感想です。

司会者

はい、分かりました。またちょっとお伺いすると思います。では、8番の方、お願いします。

8番

証人尋問は2人で、正直1人は証人尋問があっただけよかったと思う部分はあったんですが、もう1人はなくてもよかったという感じの印象がありました。被告人質問の際に、多分検察官としてはここを詰めたら出るというような部分の質問があったんですけど、結局それを持ち帰って話し合ったときに、正直何でそれが出てきたんだろうかという感じで終わって、最後にまとめるときに結構戸惑ったかなという印象がありました。

司会者

では、1番の方、お願いします。

1番

証人尋問に関しては3人だけだったんですけど、検察官側の尋問というのが非常に的を射ていて印象に残っています。こちらの知りたいことを短く質

問して、それを証人がきちんとはつきりと答えてるという印象がありました。対して弁護人側の尋問に関しては、やや的外れというか、これは別に聞きたくないんだけどなというところの質問もあり、回答するほうも、いや、それに関してはという感じであまりはつきりと答えられないような質問があったりというのが多かったと思います。

司会者

では、2番の方、お願いします。

2番

検察官や弁護人の聞き方ですけれども、分かりやすかったと思います。どちらかというとい検察官のほうが分かりやすくて、弁護人のほうはちょっと声が小さかった方が1人いらっしやっただのが若干聞きにくかったことと、私以外の裁判員も含めて、ちょっと弁護人の言ってることよく分かんないねという話が出たことはあった記憶があります。あと、尋問の最中に、個々の取調べの内容、狙いとかは分かるんですけども、やはり全体的な、早く被告人の話を先に聞けないのかなというような気持ちというか、肝心な部分が分からないまま何かその外の証拠を聞いていく過程が、どうも何か理解しにくいなという印象を持ちながら過ごしていました。

司会者

3番の方、どうぞ。

3番

私のときは、被告人が外国人だったので通訳が入って、質問した場合には、裁判官が質問して通訳がしゃべって、被告人がしゃべったのを通訳がしゃべってでした。同時通訳みたいなのはできないのかなというのを感じましたね。どんどん眠くなっていっちゃって、一応聞いてメモをとってるんだけど、ものすごく、こらえられないぐらい眠くなりました。それは長いからだと思うんですけど。それぐらいですかね。あとは全然問題はなかったと思いました。

司会者

やり取りの中身自体はいかがでしたか。

3 番

裁判官がしゃべったのは頭に入ってくるから、それでメモをとれるんですけど、外国語でやり取りしてる人の言葉は全く分からないから、どんどん眠くなってきました。

司会者

いかがでしょうか。何かお聞きになりたいところがありましたら。

川崎弁護士

弁護士とか検察官の質問で、何でそんなこと聞くんだろう、ちょっと狙いが分からないなという質問が散見されたという話があったんですけど、そうになってしまうのはやっぱり反対質問のほうだと思うんですね。主尋問のほうは、こういう話を聞こうというのを決めて、それで順番に聞いていくので、ある程度こういう話かなというのは理解しやすいと思うんですけど、一方で反対質問というのは、あなたの話は違いますよねと言うために聞いていってるところなので、あんまり狙いを明確にし過ぎて聞いても、いや、そういうことじゃないんですと反論を許すことになるから、なかなかどの程度明確に聞くのかというところをいつも悩んで、失敗してるなと思うこともよくあるんです。

そういったところで、具体的に何でそんなことを聞いたんだらうと疑問に思った質問について、覚えているところがあれば教えていただきたいなというのが一つと、疑問が生じたときに、後で評議をしている際、例えば裁判員の方同士で、これちょっと分からなかったけれどもこういう狙いがあったんじゃないかとか、若しくは裁判官から、これはこういう意図があったんだと思いますよというような説明があったりとか、そういったことがあったのかなかったのかというところをお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょう

か。

司会者

いかがでしょうか。今2点質問がありました。具体的に一例として、こういう質問があったんだけど、これがどうも趣旨がよく分からなかったというような具体例がちょっと出ると、質問している本人たちとしてもよく分かるというところもあるのかなということなんですけど。思い出す限りでももちろん結構なんですけど、こういう質問が実はよく分からなかったですというのは何かありますか。いかがでしょうか。

2番

具体例はないですけども、質問が終わった後に戻ってから裁判長や裁判官からの説明でこういう意図なんだよみたいな話があって、その場で全て納得をしてはいました。

川崎弁護士

逆に、ほったらかしになってしまったものというのはなかったですか。

2番

基本なかったです。なかったんですけども、最初の頃の証人尋問で、ほとんど受け身の姿勢でいたので、後になってから、ここをもうちょっと聞いていたほうがもしかしたらより真実が分かったのかなということを思い出したりというのはありましたけども、一応その場その場では納得はさせてもらいました。

川崎弁護士

ありがとうございます。

司会者

検察官、何かありますか。

宮地検察官

今の絡みでいくと、先ほど8番の方が、検察官の被告人質問というか追及

の仕方がもう一つよく分からず戸惑ったという話をされたかと思うんですが、その辺りもし具体例があれば教えていただければと思います。

8 番

こういう発言をしてましたよねと被告人に質問したときに、被告人は基本、口ごもるじゃないんですけど、それをずっと繰り返してるのにずっと突き詰めていたんです。多分突き詰めれば出るだろうという意図でされてるのは分かるんですけど、「こういう発言しましたよね」と言って「いや、してません」で、また「しましたよね」「してません」というのを繰り返してたので、もうちょっと何か違う糸口が見つかるような質問をしていただけたほうが正直助かったなというふうな感じを受けました。

宮地検察官

今の例なんですけど、こういう発言をしてましたねというのは、捜査段階であなたはこんな話をしてたんじゃないですかという意味なのか、それとも防犯カメラの映像等で発言が残っているので、こういう発言じゃないですかという意味なのか、その辺りはいかがですか。

8 番

この発言については、防犯ビデオのところ、エレベーター内の会話についてということで流されたんですけども、そのときに、例えば、メモに書いてあるんで、そのメモの中に、「どうだったですか」というふうに被告人が聞いていて、その「ですか」とか、その「か」の部分について何かみんな「ですよね」とかじゃないんですけど、言い方がちょっと違ったよねとか、そういう何かいろんなそっちの、ちょっとそこまで必要だったのかというような方向に流れてしまっていた部分もあったので、正直、そこまでする必要もあったのかもしれないんですけど、そういう語尾だけじゃなくて、質問としては同じなんだから、もうちょっと違う糸口をという意味で、そこまで何回も繰り返す必要はなかったんじゃないかなというふうな印象を受けま

した。

宮地検察官

ありがとうございます。あと1点よろしいですか。

司会者

どうぞ。

宮地検察官

専門家証人のときに、最初にその証人がプレゼンテーション形式という形で一通り、例えばパワーポイントなどを使って説明して、その後一問一答に移るというやり方をとられたところもあるんじゃないかなと思うんですが、その辺りが分かりやすかったかどうか。

司会者

7番の方、どうぞ、お願いします。

7番

最初にその日は検察側が用意された証人がお話しして、その後、弁護士側が用意した証人がパワーポイントを使って最初15分ぐらいプレゼンして、そこから一問一答に入ったんですが、その前段の検察側の証人のところでもう全て疑問点として残ってたところはほぼ潰されてる状態で、もう一度似たようなお話をされる形になってしまったので、そのやり方自体は全然よかったですけど、ちょっとタイミングが悪かったなというのが正直な感想ですね。

宮地検察官

そうしますと、検察官の証人はプレゼン形式ではなくて一問一答形式であったということですか。

7番

そうですね。

宮地検察官

それでも理解はできたということですか。

7 番

そうです。適宜，図とかを見させていただきながら進んだので，そこは非常に分かりやすかったです。

宮地検察官

ありがとうございました。

司会者

同時通訳の話なんですけど，法廷で言葉がずっと一緒に重なってしまうと，それ自体でちょっと難しくなるところもあるんです。例えばいろんなテレビを見ていると，国際的な大きな会議とかで別室で通訳がいてイヤホンだけで同時通訳をするという，ちょっとそこまでの設備が実はなかなか難しい。そうすると，その場にいてもらって同時に通訳をするとなると，やはり言葉が重なったりというところもあるものですから，それ自体難しいところなんです。なるべく一問一答で端的に受け答えしていただくよという話は裁判官としてはしてるところなんですけれども，やっぱり長くしゃべりたいよなところもあったりすると長くなってしまいうという，そういう問題点があるのかなというところもあります。ただ，確かに通訳の尋問は難しいし，聞くのにも結構苦勞が要るかなというところはこちらも考えながら対応しているところではあります。

では，最後に論告・弁論のところもお聞きしたいと思います。この論告・弁論のところでは，証拠を調べた上でそれぞれの立場からの御意見というところになるわけですけれども，恐らく多くの事件が間接事実，言葉として出てたかどうかは分かりませんが，争点に関して直接証明する証拠があるわけじゃなくて，いろんな事実を積み重ねて，そういう周辺事情から認定を求め，立証する，あるいは他方はそういう事実から推認，こんな事実があってもそんなふうには考えられないんですよとか，ほかの反対事実があるんですよ

とか、そういう主張がそれぞれあったりもしていたかなとは思いますが、そういう間接事実からの推認というのでも分かりやすかったかどうかというところを、伺えればなと思っています。そういうところに限らず、論告・弁論の分かりやすさというところも含めて御感想をいただければと思います。

5 番

分かりやすかったです。最初こういう事件というのはどのぐらいの量刑になるのかと説明をいただいたので、ああ、そうなんだ、そうなんだと思って、それからいろいろ考えました。日本は江戸時代から火つけははりつけなので、これは重罪なんだなとつくづく思いながら、すごく分かりやすかったです。

司会者

7 番の方、お願いします。

7 番

検察側の論告は、争点になっていたところを裁判の中で出てきた証拠を踏まえて非常に分かりやすくしてありました。弁論ですが、被告人質問でほぼ否定されたであろうことが、事実認定はまた別なので当然といえば当然なのですが、また弁論でも出てきていて、ちょっとそれは無理筋じゃないかなという部分もあったりで、そういった論点とは違うところでもうちょっと情状面のお話をしていただいたほうがよかったかなと思っています。

司会者

では、8 番の方、いかがですか。

8 番

論告メモも弁論要旨も一応分かりやすかったですし、論告メモも、どうしてこういうふうな感じで求刑をするかという説明もちゃんといただいたのがすごく分かりやすかったのと、弁論のほうも、何というんですかね、取調べとか証人尋問とか被告人質問とか聞いているうちに、やっぱりこういうふう

な感じなのかなという部分で納得するような部分もあったかなと思いました。ただ、正直言うと、もうちょっと証拠があればと思う部分があり、若干腑に落ちなかった部分はあったかなという印象は受けました。

司会者

では、1番の方、お願いします。

1番

最後の論告なんですけれども、検察側に関してはとても分かりやすかったです。というのも、まず検察側が主張していることに関して、こういうことですよという理屈があったことと、それプラス、弁論の主張に対する反論がしっかりしていたということ、以上のことから、これだけの求刑をしますというのが非常に分かりやすく、最後まで筋を通していたということがやっぱり分かりやすかったです。対して弁護人のほうに関しては、ここまでいろいろと証人とか証拠があったにもかかわらず、最後まで無罪を主張していて、その理由が結局何か情に流されてやってるようなことで、しかもそれが紙でも10枚ぐらい延々と書いてるということがあったので、ちょっと弁護人のほうに関しては、分かりにくかったということプラス、検察側が出したことに対して反論をしていないという点では、ちょっとこれはあまりよくないというか、こちらのほうには響いてこなかったかなという印象がありました。以上です。

司会者

では、2番の方、いかがでしょうか。

2番

どちらにどれだけ賛同するかというのはおいといて、この頃になるともうどちらの言ってることもすごく理解してましたので、論告・弁論ともとても分かりやすく、理解することができました。

司会者

3番の方、いかがですか。

3番

内容は全然普通に分かりやすかったですけども、とにかく犯罪がいろいろ、強盗、カード詐欺、いろいろ、もろもろあるけど、重なってる量刑データがないというんで、詐欺関係のデータだけ出してもらって、それで何年何年というのを見て、比較しながらこれでこうだよねという感じで、それも分かりやすかったですけど、何というんですかね。ただ、そこだけです。あとは全然問題なかったですけど。

司会者

ありがとうございました。5番の方の事件で、被告人が自分はこの二つの事件について犯人ではないと言っていて、いろんな証拠が出てきますけど、最後の最後、先ほどおっしゃってたところで、ここまでは分かるけど、最後の最後にどうかなみたいところで考えたというようなお話をされてましたよね。どんな事実があったから犯人と言えるんですよとかいう、そういう結びつきの説明というのは、検察官が言うこととか弁護人が言うことというのは分かりやすかったですか。

5番

それは分かりました。それは分かりましたというか、この場所にいたら絶対もうここにしか動けないでしょうというそういう状態だったので、やっぱりこの人しかない、どう見ても外堀から埋めてこの人しか犯人はあり得ないなと思いました。ただカメラに被告人本人の顔が映ってなくて、被告人本人が自分がやったんだと思うけれども酔っていたから覚えていないという言い方をしたんです。

司会者

その外堀が埋まっていく説明というのは、検察官のほうでしていたわけですか。

5 番

はい。それは分かりやすかったです。

司会者

何かお聞きになりたいことはありますか。

川崎弁護士

弁論の際に何が配られたかというところが気になるんですけど、1 番の方の事件では、弁護人は弁論のとき何を配られたんですか。

1 番

弁論のときは一応プリントという形で弁論要旨というものを配られました。これが、紙で10 ページほどのもので、これが配られて実際の弁論ではこれをほぼ読んでいた形になりました。

川崎弁護士

弁論要旨で読む文書を配布するという方法もあるのかなとは思いますが、ほかの事件では結構まとめたメモ、A4 サイズとかA3 サイズとかに図とかでまとめたようなメモを配られたりとかというのもあって、まさに検察官はそういうふうな形にされてたんだと思うんですけど、それはどちらのほうが分かりやすいですか。

1 番

私が担当したところでは、検察側はやっぱりまとめて2 枚におさめたものを、これはこういうことですよという説明をしたんです。やっぱり聞く側にとってはそちらのほうが分かりやすく。逆にこの弁護側のほうは、ただ読んでただけだったら、これを読んでくださいで終わりなんじゃないのという感情もやっぱり芽生えていました。さらにこの長さだと、ちょっとやっぱりこちらとしてもほぼ意見は固まっている中で、今これを出されても、これは最初と同じだね、もとのもくあみだねという感情がちょっと出てきてしまったというのがあります。

川崎弁護士

ありがとうございます。1番の方を含めほかの方にもなんですけど、配られた資料を見て、ちょっと情報過多だなとか、逆にもうちょっとメモに書き込んでおいてくれたほうが分かりやすかったなとかということがあれば教えていただきたいんですけど。

4番

私の場合はA4で1枚で情報過多という部分は全然なかったんですけど、やはりこういった被告人の行動だとかそういったことに接する機会というのはあまりないんで、今回みたいに罪は認めてるけど、あとは、最終的に量刑をどうするかといったときに、被害者の方が大きなけがをされてないから少し刑を軽くすべきだというような言い方は、一般人には理解しがたい、私には理解しがたかったです。

川崎弁護士

弁護人も言い方を迷われるところだと思うんですが、けがが大きい事件に比べればやっぱりけがをしていないというのは被告人にとって有利な事情なので、それは弁護人としては当然言うことにはなると思うんですけど、何かけがをしてないんだからいいじゃないみたいな言い方になっちゃうと、やっぱりそれは反感を買うということだと思うんですね。そうすると、今おっしゃってたところだと、体裁、形式のところ以前に、言ってる内容自体がもうちょっと取っ付きにくいから、すっと入ってこないかと、そういうことなんですか。

4番

そうですね。多分ここは、私はあまり理解できなかったし、ほかの人も理解してたのかな。どうでしょう。

川崎弁護士

ありがとうございます。

宮地検察官

検察官の主張とか立証をどうしていくかということを考えるときに、まず冒頭陳述で争点はこんなものがあるって、これからこういう事実を証明して犯罪を証明していきますということをガイドラインでまず出すということをしていて、それを踏まえて証拠調べを経て、最後の論告は冒頭陳述でお話ししたとおり証明できましたねという形の整理を最後に論告でやるというスタイルを一応基本的にはとっているんですね。そういった意味で分かりやすいという御意見を頂戴したところが多かったんですけど、そういう冒頭陳述から始まって最後論告で締めくくるというその計画というかストーリーというか、そういう立証の仕振りというのが冒頭陳述とつながっているなという印象をお持ちになったのか、それとも論告は論告として御覧になって判断したのかという点と、論告のメモが割と分かりやすかったとおっしゃっていただいていた方が多かったですけど、そういったものが評議の際にはすごく参考になったかどうかという辺り2点について教えていただければと思います。

司会者

いかがでしょうか。ちょっと全員にお聞きする時間がないんですけど。

7番

私は、最初始まる前に冒頭陳述というのはストーリーの提示だと、立証しようとするストーリーの提示だという説明を受けて、その裁判の中で立証していきますという流れを伺っていて、最後、論告はそのストーリーをこのように立証していきましたというふうにまとまっていたので、その点では分かりやすくてよかったです。論告を冒頭陳述と別なもので見たかというところでいえば、そのストーリーをどのように立証したかというところではつながっているんだなというふうに見ています。

司会者

よろしいですか。

宮地検察官

はい。

司会者

それでは、まだ本当にいろいろお聞きしたいことがたくさん出てきているところではあるんですけども、時間の関係もありますので皆さんに対する問いかけはこれで終わりにしたいと思います。本日はいろいろな点にわたって貴重な御意見をいただきまして本当に勉強になりました。誠にありがとうございました。私たち法律実務家も、本日お聞きした御意見を参考にしまして、これからの裁判員制度をよりよく運用していけるように努力してまいりますので、皆様方もこれからも裁判員制度を温かく見守って、もしまた通知が来たらよろしくお願ひしたいと思います。本当に本日はお忙しいところありがとうございました。

以 上